

お知らせ

助成金の受け付けを開始します

既に契約や事業に着手している場合は助成の対象外となります。詳細はお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

【木造住宅耐震改修助成金】

木造住宅の無料簡易耐震診断、精密耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事、除却工事に関する助成制度です。

市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（賃貸用の住宅は除く）を、自らが所有している個人の方

【ブロック塀等撤去事業助成金】

ブロック塀等の撤去工事に関する助成制度です。

道路等に面する一定の高さ以上のブロック塀等を、自らが所有している方



問住宅課 ☎724・4269

マンション管理状況届出制度が始まります

分譲マンションは、建物の老朽化

と居住者の高齢化に直面しています。こうした状況を踏まえ、都ではマンション管理状況届出制度を開始します。対象となるマンションには、都から届出用紙や制度の案内が送付されます。詳細は、東京都マンションポータルサイトをご覧ください。

※昭和58年以前に新築された6戸以上のマンション

届出方法 必要書類をお持ちのうえ、直接住宅課（市庁舎8階）へ（東京都マンションポータルサイト内の管理状況届出システムで届け出も可）。

※届出書の記載方法は分譲マンション総合相談窓口（☎03・6427・4900）へお問い合わせください。

※制度については、東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課（☎03・5320・5004）へお問い合わせください。

問住宅課 ☎724・4269

4月6日～15日 春の全国交通安全運動が始まります

【運動の重点】

1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

入学や進学を迎える4月以降に、小学生の歩行中の交通事故が増加す

る傾向にあります。子どもに限らず、自身の身を守るため、斜め横断や、横断禁止場所を渡らないようにするなど、交通ルールを守りましょう。

2 高齢運転者等の安全運転の励行

高齢運転者による重大交通事故が発生しています。高齢運転者は、体調が優れない時は運転を控える等、安全運転を心掛けましょう。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許証の自主返納をご検討ください。

3 自転車の安全利用の推進

自転車は車両です。「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心掛けましょう。

都条例の改正に伴い、自転車の利用者やその保護者は、自転車利用中の事故で他人にけがをさせた場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。詳細は、東京都民安全推進本部ホームページをご確認ください。

4 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかり行い、カーブの手前で

は、十分に速度を落としましょう。また、長袖・長ズボンを着用し、ヘルメットのおご紐をしっかりと締めて、胸部、腹部を守るプロテクターで身を守りましょう。

○その他の注意事項～違法駐車やスピード違反はやめましょう

警視庁・各警察署のホームページで、放置車両の取締り活動ガイドラインや、速度取締指針を公開しています。

問市民生活安全課 ☎724・4003、町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110

春号を発行しました！～町田市 講座・イベント情報誌

生涯学習NAVI 好き!学び!

市内や近隣で4月～6月に開催または募集を開始する講座・イベント等の情報を掲載しています。

配布場所 市庁舎、各市民センター等 ※町田市ホームページでもご覧いただけます。

問生涯学習センター ☎728・0071

マイナンバーの手続き窓口を増設しました

問市民課 ☎860・6195

マイナンバーの手続き窓口は、これまで市庁舎1階103窓口のみでしたが、みんなの広場の奥（115窓口横、下図 ■部分）にも新たに窓口を増設しました。手続きの内容により、窓口が異なりますので、ご注意ください。

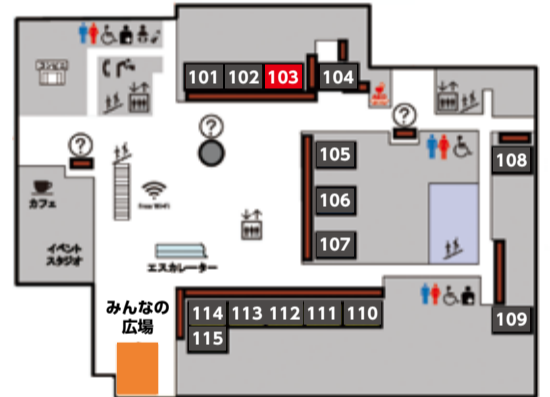
【手続きの内容】

○新たに増設した窓口

通知カードに関する手続き、マイナンバーカードの書き換え、暗証番号再設定、紛失届、電子証明書の更新手続き等

○103窓口

マイナンバーカードの受け取り



モバイルレジのクレジットカード納付・LINE Pay スマートフォンで市税の納付ができます！

問納税課 ☎724・2121、2122

市税の納付に、スマートフォンアプリ「モバイルレジ(クレジットカード納付)」「LINE Pay (請求書支払い)」が利用できるようになりました。

これらのアプリを使用して納付書のバーコードを読み取ることにより、クレジットカード決済及びスマートフォン決済ができます。

手続きや支払いのために窓口等に出向く必要がなく便利です。

詳細はお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご確認ください。

対象税目 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

(株)ゼルビアと「地域福祉の発展に向けた取り組みを推進する協定」を締結

問福祉総務課 ☎724・2537

市は、3月11日に(株)ゼルビアと「地域福祉の発展に向けた取り組みを推進する協定」を締結しました。

この協定に基づき、FC町田ゼルビアのホームゲームで、大型映像装置や場内アナウンスなどで市の福祉事業をPRすることが可能になりました。また、市が行う地域福祉に係るイベント等にゼルビーが参加し啓発活動を行うなど、共に

地域福祉の発展に向けた取り組みを推進していきます。



左から、(株)ゼルビア代表取締役社長・大友健寿氏、石阪市長、ゼルビー

策定しました

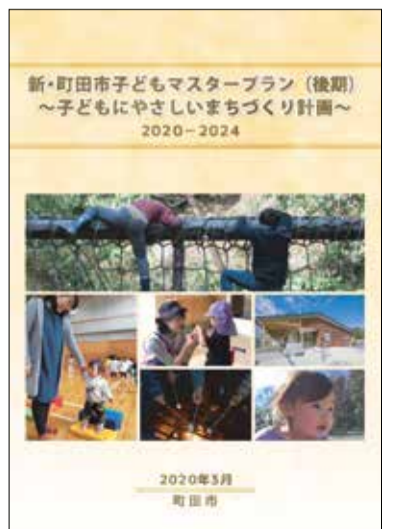
新・町田市子どもマスタープラン(後期) ~子どもにやさしいまちづくり計画~2020-2024

問子ども総務課 ☎724・2876

新・町田市子どもマスタープランは、子ども施策の基本計画として2015年度からの10年計画を策定し、前期行動計画(5年)を進めてきました。その間にも、少子化の流れは進み、働き方改革による女性の社会進出や幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化し続けています。このような社会状況の変化に対応し、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、後期行動計画である「新・町田市子どもマスタープラン(後期)~子どもにやさしいまちづくり計画~2020-2024」を策定しました。「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」等の、子どもに関する計画や方針等をすべて取り込んだ「子どもに関する統合した計画」となっています。

計画の副題は、ユニセフ(国連児童基金)の子どもにやさしいまちづくり事業にちなんで、「子どもにやさしいまちづくり計画」としました。町田市は、日本型子どもにやさしいまちモデルの基準づくりに参加しており、子どもにやさしいまちからみんなにやさしいまちにつながるよう計画を推進していきます。

計画の冊子は、各市立図書館で閲覧できるほか、市政情報課(市庁舎1階)で販売します(1冊1400円)。また、町田市ホームページでダウンロードもできます。



受動喫煙を防ぐための新しいルールが始まりました

問健康推進課 ☎724・4236

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されました。

以下の4点が新制度における喫煙のルールです。

①2人以上の方が出入りする施設は原則屋内禁煙です。

②喫煙できる場所に、20歳未満の方は立ち入ることができません。

③施設の出入り口等に、喫煙状況を示す標識が掲示されます。

④喫煙は決められた場所で行い、周

りの方へ配慮する必要があります。

【受動喫煙防止対策専用相談窓口】

受動喫煙対策に関するご不明点・ご相談等は、下記の専用相談窓口へお問い合わせください。

受付時間 午前10時～午後5時(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)

来所相談 市庁舎7階705窓口

相談電話番号 ☎860・7830

市HP 受動喫煙防止対策 [検索](#)